

旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例施行規則（平成15年静岡県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質基準)</p> <p>第2条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。</p> <p>2 浴槽水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物等（過マ</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第2条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）</u>又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。</p> <p>2 浴槽水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び<u>有機物（全有機</u></p>

ンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第6条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.2ミリグラム (気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備 (以下「気泡発生装置等」という。)) を使用する浴槽の浴槽水にあつては、1リットル中0.3ミリグラム 以上に保つことにより行うものとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理方法)

第7条 気泡発生装置等を使用している場合にあつては、条例第4条第2項第6号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

(1)・(2) (略)

(浴槽水の補給に関する管理方法)

第10条 条例第6条第3号エただし書に規定する浴槽水の補給に関する管理の方法は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法 (当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.3ミリグラム以上に保つ方法に限る。) 又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。

別表第1 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		

炭素 (TOC) の量 又は有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第6条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つことにより行うものとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理方法)

第7条 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を使用している場合にあつては、条例第4条第2項第6号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

(1)・(2) (略)

(浴槽水の補給に関する管理方法)

第10条 条例第6条第3号エただし書に規定する浴槽水の補給に関する管理の方法は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法 (当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上に保つ方法に限る。) 又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。

別表第1 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		

pH値	ガラス電極法又は比色法	(略)
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1ℓ中10mg以下であること。
大腸菌群	乳糖ブイヨン－ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ml中に検出されないこと。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	(略)

別表第2 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1ℓ中25mg以下であること。

pH値	ガラス電極法	(略)
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1ℓ中3mg以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1ℓ中10mg以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	(略)

別表第2 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1ℓ中8mg以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1ℓ中

					25mg以下 あること。
(略)			(略)		
レジオネラ 属菌	<u>冷却遠心濃縮法又はろ過 濃縮法</u>	(略)	レジオネラ 属菌	<u>ろ過濃縮法又は冷却遠 心濃縮法</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則（平成15年静岡県規則第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質基準)</p> <p>第3条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。</p> <p>2 浴槽水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第3条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）</u>又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。</p> <p>2 浴槽水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知</p>

事が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

（浴槽水の消毒方法）

第7条 （略）

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.2ミリグラム（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を使用する浴槽の浴槽水にあつては、1リットル中0.3ミリグラム）以上に保つことにより行うものとする。

（気泡発生装置等を使用している場合の管理方法）

第8条 気泡発生装置等を使用している場合にあつては、条例第4条第11号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

(1)・(2) （略）

別表第1 （略）

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
pH値	ガラス電極法又は比色法	(略)
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1ℓ中10mg以下であること。

事が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

（浴槽水の消毒方法）

第7条 （略）

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つことにより行うものとする。

（気泡発生装置等を使用している場合の管理方法）

第8条 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を使用している場合にあつては、条例第4条第11号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

(1)・(2) （略）

別表第1 （略）

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
pH値	ガラス電極法	(略)
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法</u>	<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1ℓ中3mg以下、有機物等（過マン</u>

大腸菌群	<u>乳糖ブイヨン</u> ープリリア <u>ントグリーン乳糖胆汁ブ</u> <u>イオン培地法又は特定酵</u> <u>素基質培地法</u>	50ml中に検 出されない こと。
レジオネラ 属菌	<u>冷却遠心濃縮法又はろ過</u> <u>濃縮法</u>	(略)

別表第2 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1ℓ中25mg 以下である こと。
(略)		
レジオネラ 属菌	<u>冷却遠心濃縮法又はろ過</u> <u>濃縮法</u>	(略)

		<u>ガン酸カリ</u> <u>ウム消費</u> <u>量)にあっ</u> <u>ては1ℓ中</u> <u>10mg以下で</u> <u>あること。</u>
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されな いこと。
レジオネラ 属菌	<u>ろ過濃縮法又は冷却遠</u> <u>心濃縮法</u>	(略)

別表第2 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物(全 有機炭素 (TOC) の量)又は 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	<u>有機物(全有機炭素</u> <u>(TOC)の量)にあ</u> <u>っては全有機炭素計測</u> <u>法、有機物等(過マ</u> <u>ンガン酸カリウム消費</u> <u>量)にあつては滴定法</u>	有機物(全 有機炭素 (TOC) の量)にあ つては1ℓ 中8mg以 下、有機物 等(過マン ガン酸カリ ウム消費 量)にあつ ては1ℓ中 25mg以下で あること。
(略)		
レジオネラ 属菌	<u>ろ過濃縮法又は冷却遠</u> <u>心濃縮法</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。